

編集/発行 伊勢原市桜台 1-16-12 中南信用金庫 経営情報センター

ちゅうなん トーク ライク

● トクトーク!



トピックス

- NEWS 自治体が応援する飲食店のテイクアウト・デリバリー事業
- なんでもデータ!! 老後に必要な1ヶ月の生活費
- ちゅうなんインフォメーション 法律・税務・相続相談
・ちゅうなん教育応援ローン
- くらしのはてな? 青色申告特別控除の適用要件

NEWS!

～自治体が応援する飲食店のテイクアウト・デリバリー事業～

新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、地域の飲食店を支援するため、テイクアウトやデリバリーを活用している飲食店の情報を発信している自治体があります。未だ新型コロナウイルスの感染拡大防止については継続的な取組みが必要です。そんな日常を楽しく過ごす工夫の一つとして、みなさんも地域の飲食店のテイクアウト・デリバリーを利用してみたいはいかがでしょうか。それぞれの自治体の活動については、ホームページにて確認してみてください。

- 茅ヶ崎市
「お家で応援!テイクアウト・デリバリーのお店を活用しましょう」
(<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1038846.html>)
- 伊勢原市「テイクアウトやデリバリーでお店を応援しましょう」
(<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2020041500053/>)
- 平塚市「テイクアウト・デリバリーで飲食店を応援しよう!!
-#hiratsukafoodプロジェクト-」
(http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c_01113.html)
- 厚木市「新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている飲食店等を応援しよう!」
(<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/sangyo/shien/singatakoronataisaku/d048293.html>)
- 二宮町「テイクアウト・デリバリー飲食店を応援しよう!」
(<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/recruitment/1586907496969.html>)

また、自治体の活動ではありませんが、中郡のテイクアウト・デリバリーを行う飲食店の情報を発信するサービス「カナナカ」(<https://kana-naka.com/>)もあります。

なんでもデータ!!

老後に必要な1ヶ月の生活費

総務省統計局の調査によれば、令和元年の高齢無職世帯の収支は、月に32,980円の赤字との結果になっています。この不足分は、貯蓄などの金融資産の取り崩しにより賄うことになるため、計画的な資金の準備が大切です。

高齢無職世帯の収入と支出 (1世帯当たり1ヶ月平均)

収入	収入合計242,468円
	公的年金等の社会保障給付 199,651円
	不足分 32,980円
	その他 42,818円
支出	支出合計275,448円
	消費支出 243,259円
	税・社会保険料の支払い 32,188円

【消費支出の内訳】

食料費	69,742円
交通・通信費	28,954円
教育・教養娯楽費	24,773円
光熱・水道費	21,508円
住居費	14,500円
保健医療費	15,755円
家具・家事用品費	10,417円
被服・履物費	6,275円
その他	51,335円

※高齢無職世帯とは世帯主が60歳以上の無職世帯をいう
※各項目の平均金額の合計は、小数点以下の数字の処理により合計金額と一致しません。

◎総務省統計局 「家計調査年報(家計収支編)令和元年(2019年)」より

ちゅうなんの経営情報センター

お気軽にご相談ください!

中小企業診断士による経営相談をはじめ、顧問弁護士・税理士による定期相談も開催しています。ご相談は無料です。お気軽にお電話ください。

無料相談会のお知らせ

経営情報センター ☎ 0120-775-598
ご相談受付専用フリーダイヤル

*ご相談の際には事前にご予約が必要です。*詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。

顧問弁護士による 法律相談	11/12(木)、12/10(木)、1/14(木)	当金庫提携先 株式会社朝日信託による 遺言信託・相続相談	随時個別開催
顧問税理士による 税務相談	11/11(水)、11/25(水)、12/9(水)、 12/23(水)、1/13(水)、1/27(水)	時 間	法律・税務 10:00~12:00
		ご相談場所	中南信用金庫経営情報センター(伊勢原支店2階)

くらしのはてな？

《青色申告特別控除の適用要件》

平成30年度の税制改正により、個人の所得税について令和2年分の所得税確定申告から、青色申告特別控除額及び基礎控除額が変わります。今回は、控除額や控除の適用要件がどのように変わるのか紹介します。

下記の図のとおり、青色控除の控除額には記載方法や申告方法の違いによって差があります。改正後は、改正前の「65万円控除」の要件に加えて「e-Taxによる電子申告」又は「電子帳簿保存

存」という申告方法を選択することによって、青色控除の65万円控除が維持され、基礎控除額の増加に伴い、控除額の合計が10万円増加します。電子申告は行わず申告方法が改正前の「65万円控除」の要件を満たす場合には控除額の合計は改正前と変わりません。簡易な記帳による申告の場合は基礎控除の増加分、控除額の合計が増加します。

改正前(令和元年年分申告まで)			改正後(令和2年年分申告以後)		
控除額		要件	控除額		要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法	申告方法	
65万円	38万円	103万円	(1)正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)		【改正前の「65万円控除」の要件】 +
			(2)貸借対照表と損益計算書を添付		
			(3)期限内申告		
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳		
65万円	48万円	113万円			【改正前の「65万円控除」の要件】
55万円	48万円	103万円			【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円			【改正前の「10万円控除」の要件】

改正後も青色申告の65万円控除を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する
 - ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)とは、所得税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、届出や申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるシステム

です。電子帳簿保存とは、文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務付けられている帳簿書類を一定の要件の下で、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができる制度です。

生活のあらゆる場面でペーパーレス化が浸透する時代、確定申告においても電子申告を検討してみたいかでしょうか。

※出典:国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)
詳細については、上記ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルス 緊急対策制度 ちゅうなん教育応援ローン

地域の未来を担う若者のために、
新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたご家庭の教育資金をサポートします。

◎お申込受付期間 **令和2年8月3日～令和3年3月15日** ※延長しました。
*ただし、第1回目の返済日が令和3年3月20日までに到来することが条件となります。

◎ご融資金額 **10万円以上50万円以内**

変動金利

年 1.70%

(保証料を含みます)

➡

神奈川県からの
利子補給により、
お客さまの金利負担

実質 0%

ただし、変動金利商品のため、将来の金利変動によりご契約金利が1.70%を超過した場合は、お客さまに超過分の金利をご負担いただきます。

- お使いみち
 - ①修学する学校*への1年間分の納付金(授業料等)
 - *大学(専攻科、別科及び大学院を含みます)、短期大学(専攻科、別科を含みます)、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限ります)、専門学校(専修学校(専門課程(上級学科))を含みます)
 - ②修学にかかる1年間分の付帯費用(教材費、下宿費用、交通費等)
 - ※神奈川県内に在住し、上記の対象機関にお子さまが修学している方がご利用いただけます。
 - ※借換え、支払い済み資金にはご利用いただけません。
 - ※高校から大学等への進学資金にはご利用いただけません。
- 手数料(税込み)
 - 新規実行手数料はいただきません。ただし、期日前に全額、または一部返済時には、所定の手数料(5,500円)をいただきます。
- 保証人・担保
 - 一般社団法人しんきん保証基金の保証を利用しますので、保証人・担保は不要です。

詳しい内容は窓口または渉外担当者へお問い合わせください。



中南信用金庫

